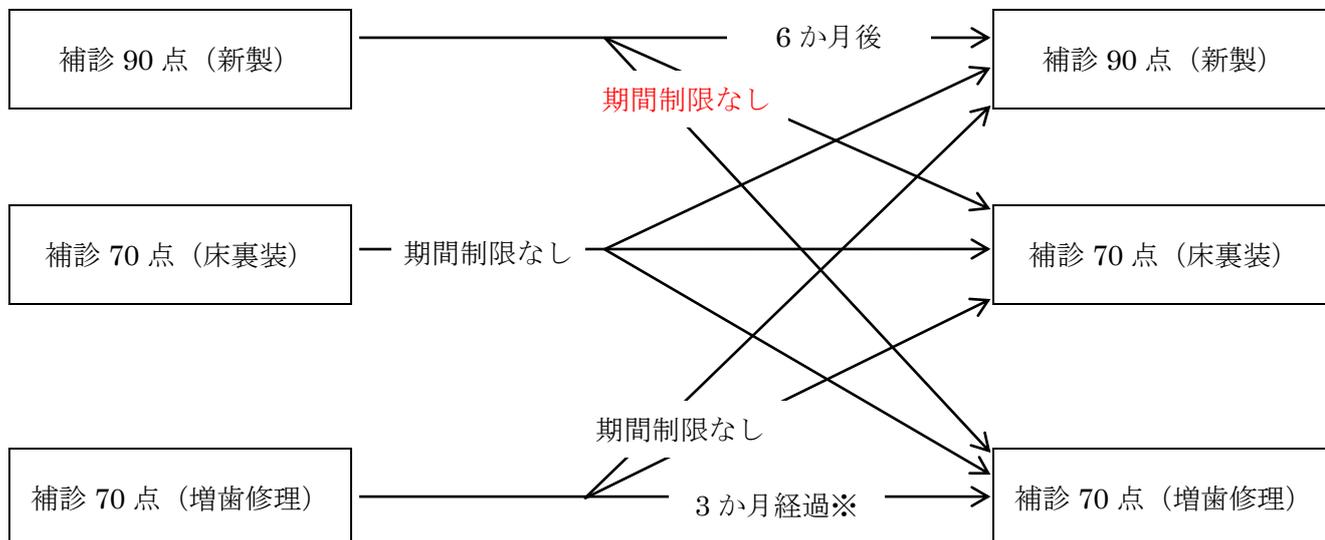


疑義解釈に伴う 第5回新点数説明会の資料の訂正について

4月25日付の疑義解釈にて、補診の考え方が変更になりましたので、4月26日の第5回新点数説明会の資料(P9:「2. 同一の義歯に対する、補診の算定のイメージ」)を訂正いたします。

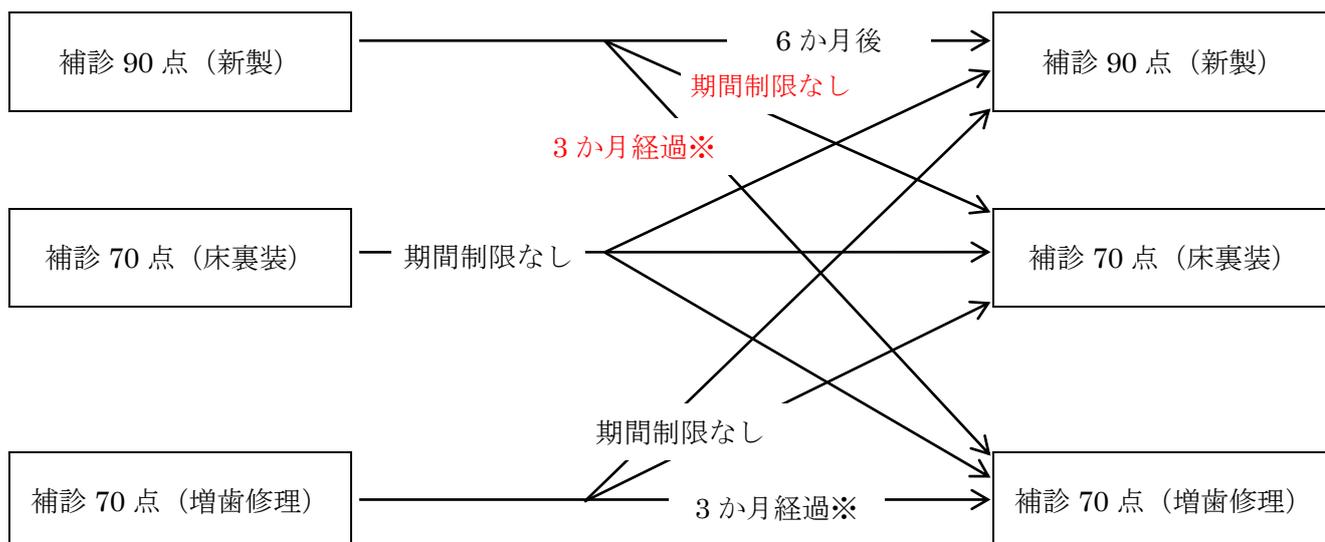
2. 同一の義歯に対する、補診の算定のイメージ (訂正前)



※なお、対顎の義歯など、前回増歯した義歯と異なる義歯を増歯した場合は、3カ月以内でも算定できる。



2. 同一の義歯に対する、補診の算定のイメージ (訂正後)



※なお、対顎の義歯など、前回増歯した義歯と異なる義歯を増歯した場合は、3カ月以内でも算定できる。